

○休暇の取扱いについて

(平成 7 年 3 月 24 日甲通達警第 18 号)

みだしのことについては、「静岡県警察職員の勤務時間、休日、休暇等の管理に関する訓令」(平成 7 年県本部訓令第 7 号。以下「勤務時間訓令」という。)第 18 条の規定に基づき、次のとおり定め、平成 7 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その取扱いについて誤りのないようにされたい。

なお、「休暇の取扱いについて」(平成 4 年甲通達警第 49 号)は、廃止する。

記

第 1 年次有給休暇

- 1 年次有給休暇の日数は、一の年(1 暦年をいう。)ごとに後記 2 及び 3 に定める日数(ただし、当該日数が労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 39 条の規定により付与すべきこととされている日数を下回る場合には、当該付与すべきこととされている日数)とする。

2 付与日数

- (1) 後記(2)又は(3)に該当する職員以外の職員の年次有給休暇の日数は、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数とする。

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 20 日

イ 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(それぞれ勤務時間訓令第 3 条第 2 項に規定する職員をいう。以下同じ。)

次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数(ただし、労働基準法第 39 条第 1 項又は第 2 項に規定する継続勤務年数の計算に当たり定年前再任用短時間勤務職員としての採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。)

(ア) 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1 週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 20 日に斉一型短時間勤務職員の 1 週間の勤務日の日数を 5 日で除して得た数を乗じて得た日数

(イ) 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。) 155 時間に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成 7 年県条例第 8 号。以下「勤務時間条例」という。)第 2 条第 2 項、第 3 項又は第 4 項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間(1 時間未満の端数がある場合には、これを切り上げた時間)を 38 時間

45 分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7 時間 45 分を 1 日として日に換算して得た日数(1 日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)

ウ 臨時的に任用された職員（以下「臨時職員」という。） その者の当該年における在職期間に応じ、後記(2)ア本文の表に掲げる日数

(2) 後記(3)に該当する職員以外の職員であつて、当該年の中途において新たに職員となるものの年次有給休暇の日数は、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数とする。

ア イからオまでに掲げる職員以外の職員 その者の当該年における在職期間に応じ、次の表に掲げる日数

年次有給休暇日数表	
在職期間	付与日数
9 月を超え 1 年に達するまでの期間	20 日
6 月を超え 9 月に達するまでの期間	15 日
3 月を超え 6 月に達するまでの期間	10 日
3 月に達するまでの期間	5 日

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員である場合にあっては、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数(以下「基本日数」という。)とする。

(ア) 斉一型短時間勤務職員 その者の当該年における在職期間に応じ、次の表に掲げる 1 週間の勤務日の日数の区分ごとに定める日数

在職期間	1 週間の勤務日の日数			
	5 日	4 日	3 日	2 日
9 月を超え 1 年未満の期間	20 日	16 日	12 日	8 日
6 月を超え 9 月に達するまでの期間	15 日	12 日	9 日	6 日
3 月を超え 6 月に達するまでの期間	10 日	8 日	6 日	4 日
3 月に達するまでの期間	5 日	4 日	3 日	2 日

(イ) 不斉一型短時間勤務職員 その者の当該年における在職期間に応じ、次の表に掲げる 1 週間の勤務日の日数の区分ごとに定める日数

在職期間		9 月を超え 1 年未満の 期間	6 月を超え 9 月に達す るまでの期 間	3 月を超え 6 月に達す るまでの期 間	3 月に達す るまでの期 間
1 週 間 当 た り	30 時間を超え 31 時間以下	16 日	12 日	8 日	4 日
	29 時間を超え 30 時間以下	15 日	12 日	8 日	4 日
	28 時間を超え 29 時間以下	15 日	11 日	7 日	4 日
	27 時間を超え 28 時間以下	14 日	11 日	7 日	4 日
	26 時間を超え 27 時間以下	14 日	10 日	7 日	3 日
	25 時間を超え 26 時間以下	13 日	10 日	7 日	3 日

の 勤 務 時 間	24 時間を超え 25 時間以下	13 日	10 日	6 日	3 日
	23 時間を超え 24 時間以下	12 日	9 日	6 日	3 日
	22 時間を超え 23 時間以下	12 日	9 日	6 日	3 日
	21 時間を超え 22 時間以下	11 日	9 日	6 日	3 日
	20 時間を超え 21 時間以下	11 日	8 日	5 日	3 日
	19 時間を超え 20 時間以下	10 日	8 日	5 日	3 日
	18 時間を超え 19 時間以下	10 日	7 日	5 日	2 日
	17 時間を超え 18 時間以下	9 日	7 日	5 日	2 日
	16 時間を超え 17 時間以下	9 日	7 日	4 日	2 日
	15 時間を超え 16 時間以下	8 日	6 日	4 日	2 日
	14 時間を超え 15 時間以下	8 日	6 日	4 日	2 日
	13 時間を超え 14 時間以下	7 日	5 日	4 日	2 日
	12 時間を超え 13 時間以下	7 日	5 日	3 日	2 日
	11 時間を超え 12 時間以下	6 日	5 日	3 日	2 日
	10 時間を超え 11 時間以下	6 日	4 日	3 日	1 日
	10 時間	5 日	4 日	3 日	1 日

イ 当該年において臨時職員となった者で、当該年の中途において任用を更新されたもの その者の当該年における在職期間に応じた前記ア本文の表に掲げる日数から、当該更新された日の前日までの間に使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数

ウ 当該年において臨時職員となった者で、当該年の中途において引き続き新たに職員となったもの その者の当該年における在職期間に応じた前記ア本文の表に掲げる日数から、当該職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数

エ 当該年において非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。以下同じ。）となった者で、当該年の中途において引き続き新たに職員となったもの 非常勤職員となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた前記ア本文の表に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数

オ 当該年において地公労法適用職員等（勤務時間条例第 13 条第 1 項第 3 号に規定する地公労法適用職員等をいう。以下同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの（人事交流等により採用された者及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）の適用を受ける職員から異動した者をいう。） 地公労法適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた前記ア本文の表に掲げる日数か

ら、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数（1日又は1時間未満の端数があるときは、これを含むものとする。）を減じて得た日数（この規定に掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数））

- (3) 当該年の前年において地公労法適用職員等であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの、当該年の前年において職員であった者であって引き続き当該年に地公労法適用職員等となり引き続き再び職員となったもの、当該年の前年において臨時職員であった者で当該年に任用を更新されたもの若しくは引き続き当該年に新たに職員となったもの又は当該年の前年において非常勤職員であった者で引き続き当該年に新たに職員となったものの年次有給休暇の日数は、20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えた日数を超えない範囲内で次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。

ア イに掲げる職員以外の職員 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日数

- (ア) 当該年の初日に職員となった場合又は臨時職員として任用を更新された場合 20日（当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる場合にあっては、当該年における在職期間に応じ、前記(2)ア本文の表に掲げる日数）に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（1日又は1時間未満の端数があるときは、これを含むものとし、当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日。ただし、当該年の前年において臨時職員又は非常勤職員であった者については、当該残日数が当該年の前年に付与された年次有給休暇の日数を超える場合にあっては、当該年の前年に付与された日数）を加えて得た日数

- (イ) 当該年の初日後に職員となった場合又は臨時職員として任用を更新された場合 (ア)の日数から職員となった日又は臨時職員として任用を更新された日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数（1日又は1時間未満の端数があるときは、これを含むものとする。）を減じて得た日数

イ 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数

- (4) 前記(2)オに掲げる職員又は前記(3)の規定の適用を受ける職員のうち、その者の使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数が明らかでない者（地公労法適用職

員等として在職した期間において使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数又は当該年の前年の末日における年次有給休暇に相当する休暇の残日数が把握できない者をいう。)の年次有給休暇日数については、当該使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を把握できない期間において当該期間に応じて前記(2)ア本文の表に掲げる日数の年次有給休暇に相当する休暇を使用したものとみなし、又は当該把握できない残日数を20日とみなして、それぞれ前記(2)オ又は(3)の規定を適用した場合に得られる日数とする。

3 勤務形態の変更による年次有給休暇の日数

(1) 次に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては前記2(1)又は(2)に定める日数(以下(1)において「付与日数」という。)に後記4の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数(以下「繰越日数」という。)を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては付与日数に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が20日を超える場合は、20日とする。以下「調整後の付与日数」という。)に繰越日数を加えて得た日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数(当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数に1日未満の端数がある場合には、当該端数を切り上げた日数を減じて得た日数に、当該変更の日の前日において後記6の規定により得られる時間数から当該端数の時間数を減じて得た時間数を当該得られる時間数で除して得た数に相当する日数を加えて得た日数。以下同じ。)とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの規定により得られる調整後の付与日数に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が20日を超える場合は、20日とする。)に繰越日数を加えて得た日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とする。

ア 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務(以下「斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3

年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。) 第 17 条の規定による短時間勤務のうち 1 週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。イにおいて同じ。) を終える場合 勤務形態の変更後における 1 週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における 1 週間の勤務日の日数で除して得た率

イ 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における 1 週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における 1 週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

ウ 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における 1 週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を 7 時間 45 分とみなした場合の 1 週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

エ 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を 7 時間 45 分とみなした場合の 1 週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における 1 週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

- (2) 当該年に、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員が、1 週間当たりの勤務時間を異にする定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員となり、斉一型短時間勤務職員から 1 週間当たりの勤務時間を同じくする不斉一型短時間勤務職員となり、又は不斉一型短時間勤務職員から 1 週間当たりの勤務時間を同じくする斉一型短時間勤務職員となった場合における年次有給休暇の日数は、人事委員会が別に定める日数とする。
- (3) 当該年に、定年前再任用短時間勤務職員が 1 週間当たりの勤務時間を同じくする任期付短時間勤務職員となり、又は任期付短時間勤務職員が 1 週間当たりの勤務時間を同じくする定年前再任用短時間勤務職員となった場合における年次有給休暇の日数は、人事委員会が別に定める日数とする。
- (4) 前記(1)から(3)までの規定により年次有給休暇の日数を算定した場合（年の初日に勤務形態が変更される場合を除く。）において、直近の勤務形態の変更の日における年次有給休暇の日数が当該変更の日の前日における年次有給休暇の日数を下回る場合には、これらの規定にかかわらず、当該変更の日の前日における年次有給休暇の日数とする。

4 年次有給休暇の繰越し

- (1) 年次有給休暇（当該年の前年から繰り越されたものを除く。）は、20日を限度（1日又は1時間未満の端数があるときはこれを含むものとする。）として当該年の翌年に繰り越すことができる。
- (2) 年次有給休暇は、前記(1)の規定による繰越し分から順次取得していくものとする。

5 年次有給休暇の請求

年次有給休暇を得ようとする職員は、統合型勤務管理システム（以下「システム」という。）により、あらかじめ所属長に請求しなければならない。

6 年次有給休暇の単位

- (1) 年次有給休暇は、1日又は1時間を単位（後記7に該当する場合を除く。）とし、1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合は、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間数をもって1日とする。

ア イからエまでに掲げる職員以外の職員 7時間45分

イ 育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる勤務の形態の区分に応じ、それぞれ次に定める時間数

(ア) 育児休業法第10条第1項第1号 3時間55分

(イ) 育児休業法第10条第1項第2号 4時間55分

(ウ) 育児休業法第10条第1項第3号又は第4号 7時間45分

ウ 斉一型短時間勤務職員（前記イに掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。） 勤務日ごとの勤務時間の時間数（1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

エ 不斉一型短時間勤務職員（前記イに掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤務職員を除く。） 7時間45分

- (2) 1日を単位とする年次有給休暇は、7時間45分の勤務時間を割り振られた職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）が、当該勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。ただし、斉一型短時間勤務職員にあつては1日の勤務時間の全てを勤務しないときに使用できるものとし、不斉一型短時間勤務職員にあつては1回の勤務に割り振られた勤務時間が7時間を超え7時間45分を超えない時間とされている場合において、当該勤務時間の全てを勤務しないときに使用できるものとする。

- (3) 当番勤務を割り振られた職員が2暦日にわたる15時間30分の勤務時間の全てを勤務しないときは、2日間の休暇を使用するものとする。

7 年次有給休暇を分単位で取得できる場合の特例

- (1) 1回の勤務に割り振られた勤務時間（半日勤務時間（勤務時間条例第5条に規定する半日勤務時間をいう。）の勤務時間の割振り変更が行われた場合にあっては、当該半日勤務時間の勤務時間の割振り変更が行われた後の勤務時間。後記(3)において同じ。）に1時間未満の端数がある場合において、当該勤務時間の全てを勤務しないとき（当該勤務時間が1日を単位として年次有給休暇が与えられる時間である場合を除く。）は、当該勤務時間の時間数（1時間未満の端数を含む。）の年次有給休暇を取得することができる。
- (2) 年次有給休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数分の年次有給休暇を取得することができる。
- (3) 次のいずれかの勤務時間の全てを勤務しないときは、当該勤務時間の時間数（1時間未満の端数を含む。）の年次有給休暇を取得することができる。
 - ア 1回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、休憩時間の前の勤務時間（当該休憩時間が終了した時から勤務しない場合を除く。）
 - イ 1回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、休憩時間の後の勤務時間（当該休憩時間が開始する時まで勤務しない場合を除く。）

第2 特別休暇

1 特別休暇の基準

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成7年県人委規則13—32。以下「勤務時間規則」という。）第12条の規定による特別休暇の対象事由及び期間等の基準は、別表のとおりとする。

2 休暇の選択

特別休暇の対象事由に該当する場合であっても、特別休暇又は年次有給休暇のいずれを使用するかについては、当該職員の選択によるものとする。ただし、連続した暦日により使用するものとされている特別休暇については、同一事由による特別休暇の期間内に年次有給休暇を挟み、又は混在させることはできない。

3 特別休暇の請求

- (1) 特別休暇の承認を受けようとする職員は、システムによりあらかじめ所属長に請求し、承認を得なければならない。
- (2) 職員は、病気、災害その他やむを得ない事情により、特別休暇について、あらかじめ所属長の承認を得ることができなかった場合には、その勤務しなかった日から週休日及び休日（勤務時間訓令第12条に規定する休日をいう。以下同じ。）を除き、遅くとも3日以内にその理由を付して所属長の承認を求めなければならない。
- (3) 職員は、週休日を除き、引き続き6日を超える特別休暇の承認を求める場合は、医師の証明その他勤務できない事由を明らかにする書面を所属長に提出しなければならない。

- (4) 「出産の場合」の申出は、あらかじめシステムにより所属長に対して行い、出産した女性職員は、その旨を速やかに所属長に届け出るものとする。
- (5) 「ボランティア休暇の場合」の承認を受けようとする職員は、活動の期間、種類、場所、内容等活動の計画を明らかにする書類を提出しなければならない。

4 特別休暇の期間及び単位

- (1) 特別休暇の期間には、週休日又は休日を含むものとする。

また、特別休暇のうち、年、週又は日を単位とするもの（「家族休暇の場合」、「出生サポート休暇の場合」、「配偶者出産休暇の場合」、「育児参加休暇の場合」、「妊娠障害の場合」、「看護等休暇の場合」、「短期介護休暇の場合」及び「ボランティア休暇の場合」（以下これらを「特定休暇」という。）並びに「骨髄移植のための骨髄又は末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供等の場合」を除く。）の期間は、原則として連続する暦日によるものとする。ただし、「夏季休暇の場合」にあつてはその期間を1暦日ごとに、「結婚の場合」にあつてはその期間を2つの連続する暦日に分割することができる。

- (2) 1日を単位とする特別休暇は、割り振られた勤務時間数にかかわらず、1暦日

（1日を単位とする特定休暇については、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないとき。）をもって1日とする。ただし、7時間45分を超える勤務時間を割り振られた日に、「夏季休暇の場合」又は特定休暇を使用しようとする場合は、休憩時間を除く勤務時間7時間45分をもって1日とする。

- (3) 1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合は、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間数をもって1日とする。

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 7時間45分

イ 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数（7時間45分を超える場合にあっては、7時間45分とし、1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

ウ 不斉一型短時間勤務職員 7時間45分

- (4) 「結核性疾患の場合」又は「その他の負傷又は疾病の場合」において、通院加療する場合の時間については、全日を勤務しないで通院加療する日が連続する場合を除き、別表に定める期間に算入しないものとする。

- (5) 特定休暇の取得対象期間（以下「対象期間」という。）内において、第1の3に規定する勤務形態の変更に該当したときは、当該該当した日（その日が対象期間の初日である場合を除く。以下「該当日」という。）における特定休暇の日数及び時間数は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日数及び時間数とする。この場合において、対象期間内に2以上の該当日があるときは、直前の該当日を対象期間の初日と、当該直前の該当日において次のア又はイの規定を適用した場合に得られる日数及び時間数を当該該当日における特定休暇の日数及び時間数とそ

れぞれみなして、各々の該当日についてこれらの規定を順次適用した場合に得られる日数及び時間数とする。

ア 対象期間の初日から該当日の前日までの間に使用した特定休暇の日数に1日未満の端数がない場合 対象期間の初日における特定休暇の日数から、同日から該当日の前日までの間に使用した当該特定休暇の日数を減じて得た日数

イ 対象期間の初日から該当日の前日までの間に使用した特定休暇の日数に1日未満の端数がある場合 対象期間の初日における特定休暇の日数から、同日から該当日の前日までの間に使用した当該特定休暇の日数（当該端数を切り上げた日数）を減じて得た日数及び該当日において前記(3)の規定により得られる時間数から当該端数の時間数を減じて得た時間数（当該時間数が零を下回る場合にあっては、零）

5 特定私傷病休暇の期間の算定

(1) 「結核性疾患の場合」又は「その他の負傷又は疾病の場合」（以下「特定私傷病休暇」という。）の規定の適用については、特定私傷病休暇を使用した職員が当該休暇の期間の末日の翌日から起算して1年に達する日までの間に、当該休暇に係る負傷又は疾病（以下「疾病等」という。）と継続性があると認められる疾病等により再度の特定私傷病休暇を使用した場合にあっては、当該再度の特定私傷病休暇の期間と直前の特定私傷病休暇の期間は連続しているものとみなす。この場合において、「直前の特定私傷病休暇」とは「再度の特定私傷病休暇」に係る疾病等と継続性があると認められる特定私傷病休暇をいい、「直前の特定私傷病休暇」及び「再度の特定私傷病休暇」の各休暇の期間の間に当該各休暇に係る疾病等と継続性があると認められない特定私傷病休暇を使用した場合においても、当該各休暇の期間は連続しているものとみなす。

(2) 前記(1)に規定するもののほか、特定私傷病休暇の期間の算定については、次に掲げるとおりとする。

なお、前記(1)後段の規定により直前の特定私傷病休暇と再度の特定私傷病休暇の期間が連続しているものとみなす場合にあっては同様に扱うものとする。

ア 当初の特定私傷病休暇が「その他の負傷又は疾病の場合」であって、当該特定私傷病休暇に引き続き他の疾病等による特定私傷病休暇を使用する場合 当初の特定私傷病休暇の開始の日から起算して90日以内（他の疾病等による特定私傷病休暇が、「結核性疾患の場合」にあっては1年以内、「その他の負傷又は疾病の場合」のうち精神病、高血圧症（脳卒中を含む。）、動脈硬化性心臓病、悪性新生物、糖尿病又は肝臓の疾患の場合であって医師が慢性経過をとるものと認めたもの（以下第2において「特定慢性疾患の場合」という。）にあっては180日以内）で必要と認める期間

イ 当初の特定私傷病休暇が「特定慢性疾患の場合」であって、当該特定私傷病休暇に引き続き他の疾病等による特定私傷病休暇を使用する場合 当初の特定私傷病休暇の開始の日から起算して 180 日以内（他の疾病等による特定私傷病休暇が「結核性疾患の場合」にあっては、1 年以内）で必要と認める期間。ただし、他の疾病等による特定私傷病休暇が「その他の負傷又は疾病の場合」（「特定慢性疾患の場合」を除く。）であって、当該休暇を「特定慢性疾患の場合」の開始の日から起算して 90 日が経過するまでの間に使用する場合には、90 日以内で必要と認める期間とする。

ウ 当初の特定私傷病休暇が「結核性疾患の場合」であって、当該特定私傷病休暇に引き続き他の疾病等による特定私傷病休暇を使用する場合 当初の特定私傷病休暇の開始の日から起算して 1 年以内で必要と認める期間。ただし、他の疾病等による特定私傷病休暇が、「その他の負傷又は疾病の場合」（「特定慢性疾患の場合」を除く。）であって当該休暇を「結核性疾患の場合」の開始の日から起算して 365 日（閏年を含む場合には 366 日）の日数から 90 日を減じた日数を経過するまでの間に使用する場合には 90 日以内、「特定慢性疾患の場合」であって当該休暇を「結核性疾患の場合」の開始の日から起算して 365 日（閏年を含む場合には 366 日）の日数から 180 日を減じた日数を経過するまでの間に使用する場合には 180 日以内で必要な期間とする。

- (3) 前記(1)及び(2)の規定により難しい場合は、あらかじめ人事委員会と協議して別段の取扱いをすることができる。

6 留意事項

- (1) 「夏季休暇の場合」は、1 日単位で使用する事となっているので、7 時間 45 分に満たない勤務時間を割り振られた日には使用しないこと。ただし、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、この限りでない。
- (2) 特定休暇の単位は 1 日又は 1 時間であるが、残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
- (3) 「出産の場合」は、労働基準法第 65 条第 2 項の規定により産後 6 週間を経過しない期間が「絶対的就業禁止期間」となっているので、本人の意思にかかわらず勤務させないこと。

また、産後 6 週間を経過し、本人が勤務することを希望する場合であっても、産後 8 週間以内は、医師の承認を必要とするので注意すること。

- (4) 「ボランティア休暇の場合」は、ボランティア活動のため遠隔の地に赴く場合に、活動期間と往復に要する期間が連続する場合でこれらを合わせた日数が 5 日の範囲内であれば、当該往復に要する期間についても休暇の対象となる。

また、ボランティア活動のための事前講習に参加する場合については、1日の全部が講習等であり、実際の活動を伴わない場合には、その日については休暇の対象とならないが、実際に活動を行う日の一部の時間が講習等に充てられている場合には、その時間についても休暇の対象となる。

- (5) 「公務による負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病の場合」、
「結核性疾患の場合」及び「その他の負傷又は疾病の場合」は、一の休暇期間により治癒に努めることを目的とするものであり、やむを得ず勤務しながら通院加療する場合を除き、同一事由により出勤（復職することをいう。以下同じ。）及び休暇を繰り返したり、又は継続的に請求することは、制度の趣旨を逸脱するものである。したがって、当該職員が特別休暇を取得後、出勤するに際しては、繰り返し又は継続的に請求することにならないよう治癒状況を確認し、適切な指導を行うこと。
- (6) 一旦承認した特別休暇であっても、後日、特別休暇の事由に該当しないものであることが判明した場合はこれを取り消すこととなるので、承認に当たっては、特別休暇に該当する事由であるか否かの確認を怠らないこと。

第3 介護休暇

1 介護休暇の請求

- (1) 介護休暇は、職員が次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する場合に請求することができる。

ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下第3において同じ。）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、配偶者の祖父母、孫及び兄弟姉妹

イ 職員と同居（職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合及び要介護者が職員の居住する二世帯住宅又はマンション、アパート等の隣室に居住し、その建物の隔壁に扉を設置する等により、玄関から外に出ることなく建物内部で互に行き来ができる場合を含む。以下同じ。）している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子

ウ 前記ア及びイに規定する者のほか、生計を一にする親族

- (2) 介護休暇の承認を受けようとする職員は、システムにより、あらかじめ所属長に請求し、承認を得なければならない。
- (3) 介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。
- (4) 介護休暇の請求は、できるだけ多くの期間について一括して行うものとする。

2 介護休暇の単位及び期間

- (1) 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

- (2) 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 4 時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。
- (3) 介護休暇の期間は、要介護者の介護を必要とする一の継続する状態ごとに、所属長が、職員からの請求に基づき、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において必要と認められる期間とする。
- (4) 介護休暇の期間には、週休日及び休日を含むものとする。
- (5) 指定期間の通算は暦に従って計算し、1 月に満たない期間は 30 日をもって 1 月とする。

3 留意事項

- (1) 介護休暇の使用方法としては次の場合が考えられるので、それぞれの介護の形態に応じて使用すること。
 - ア 毎日、全日にわたり介護する場合
 - イ 毎日、一部の時間を費やして介護する場合
 - ウ 1 日おき、1 週間おき等で親族等と交代で介護する場合
 - エ 前記アからウまでの組合せにより介護する場合
- (2) 介護休暇の期間内において、公務の運営上支障がある日若しくは時間について承認しなかった場合又は職員からの申請に基づき承認を取り消した場合は、システムにより、その状況を明らかにしておくこと。

第 4 介護時間

1 介護時間の請求

- (1) 介護時間は、職員が要介護者を介護する場合に請求することができる。
- (2) 介護時間の承認を受けようとする職員は、システムにより、あらかじめ所属長に請求し、承認を得なければならない。

2 介護時間の単位及び期間

- (1) 介護時間の単位は、30 分とする。
- (2) 介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間（育児休業法第 19 条の規定による部分休業、「生児保育の場合」又は子育て部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 2 時間から当該勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。
- (3) 介護時間の期間は、要介護者の介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において必要と認められる期間とする。

3 留意事項

介護時間の期間内において、公務の運営上支障がある時間について承認しなかった場合又は職員からの申請に基づき承認を取り消した場合は、システムにより、その状況を明らかにしておくこと。

第5 子育て部分休業

1 子育て部分休業の請求

- (1) 子育て部分休業は、勤務時間条例第15条の3第1項各号に掲げる子の養育をする場合に請求することができる。
- (2) 子育て部分休業の承認を受けようとする職員は、システムにより、あらかじめ所属長に請求し、承認を得なければならない。

2 子育て部分休業の単位及び期間

- (1) 子育て部分休業の単位は、30分とする。
- (2) 子育て部分休業は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条の規定による部分休業、「生児保育の場合」又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

3 養育状況の変更

前記1(2)の承認を受けた職員は、次に掲げる場合には、システムにより、遅滞なく、その旨を所属長に届け出なければならない。

- (1) 子育て部分休業に係る子が死亡した場合
- (2) 子育て部分休業に係る子が職員の子でなくなった場合
- (3) 子育て部分休業に係る子を養育しなくなった場合
- (4) 子育て部分休業に係る子が勤務時間条例第15条の3第1項第2号に掲げる子の要件を欠くに至った場合（当該子が満18歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により要件を欠くに至った場合を除く。）

4 留意事項

子育て部分休業の期間内において、公務の運営上支障がある時間について承認しなかった場合又は職員からの申請に基づき承認を取り消した場合は、システムにより、その状況を明らかにしておくこと。

第6 事務の専決

所属長は、第1の5に規定する年次有給休暇の請求、第2の3(1)に規定する特別休暇の承認（「夏季休暇の場合」に係るものに限る。）及び第3の3(2)、第4の3又は第5の4に規定する職員からの申請に基づく介護休暇、介護時間又は子育て部分休業の承認の取消しについて、次に掲げる区分により、事務を専決させることができるものとする。

区分	休暇の請求等をする職員	専決者
県本部	所属長及び次席等以外の職員	補佐等以上の直近上司

署	署長、次席等及び地域官等以外の職員	職員の属する課の長以上の直近上司
---	-------------------	------------------

第7 地方警務官の休暇

1 休暇の請求

地方警務官が年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする場合は、各休暇別の休暇簿により、本部長にあっては本部長に、部長等にあっては部長等に、その他の職員にあっては所属長に請求するものとする。

2 年次休暇

(1) 年次休暇の繰越し

地方警務官の年次休暇は、20日を超えない範囲内の残日数を翌年に繰り越すものとする。

(2) 付与日数の調整

当該年の中途において、本県警察の警視から本県警察の地方警務官となった職員及び本県警察に勤務を命じられた地方警務官に対する年次休暇の付与日数の算出方法は、次によるものとする。

付与日数の算出方法	算出上の留意事項
20日＋前年の年次休暇の残日数－本県警察の地方警察官となった日の前日までの間に使用した年次休暇日数	- 年次休暇の残日数が20日を超える場合には20日とする。 - 付与日数の算出結果が次に規定する基本日数に満たない場合は、基本日数を付与日数とする。

○ 基本日数

本県警察の地方警察官となった月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
基本年次休暇日数	20	18	17	15	13	12	10	8	7	5	3	2

3 病気休暇及び特別休暇

(1) 病気休暇

病気休暇とは、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇をいう。

(2) 特別休暇

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第22条で定める場合における休暇をいう。

4 介護休暇

要介護者の定義並びに介護休暇の単位及び期間は、第3の1及び2に定めるところと同一とする。ただし、第3の1(1)ウに規定する「前記ア及びイに規定する者のほか、生計を一にする親族」について取得することはできない。

5 介護時間

要介護者の定義並びに介護時間の単位及び期間は、第 3 の 1 及び第 4 の 2 に定めるところと同一とする。ただし、第 3 の 1(1)ウに規定する「前記ア及びイに規定する者のほか、生計を一にする親族」について取得することはできない。

第 8 療休養者の報告

所属長は、職員が負傷、疾病などの療養のため休暇を取得した場合で、次のいずれかに該当するときは、その都度、療休養者の（発生／内容変更／出勤）について（報告）（別記様式）により県本部警務課長を経由して本部長に報告しなければならない。

- 1 休暇の種別にかかわらず、負傷、疾病などで療養期間が引き続き 6 日以上にわたると見込まれるとき。
- 2 前記 1 の規定により報告した職員について、報告内容の重要部分について変更があるとき。
- 3 前記 1 の規定により報告した職員が出勤したとき。

第 9 暫定再任用職員に係る休暇の取扱い

- 1 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年県条例第 39 号。以下「整備条例」という。）附則第 3 条第 4 項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第 1 の 2(2)オ及び(3)並びに 3(2)の規定を適用する。
- 2 整備条例第 10 条第 1 項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第 1 の 2(1)並びに(2)ア及びエ、3(1)及び(3)並びに 6 並びに第 2 の規定を適用する。

別表

特別休暇の基準

対象事由	根拠 (勤務 時間規 則)	期間	単位	摘要
公務による 負傷若しくは疾病又は 通勤による 負傷若しくは疾病	第 12 条 第 1 項 第 1 号	療養に必要な 期間	日 時間 分	- 通勤とは、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。 - 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 63 年県条例第 10 号）第 2 条第 1 項又は静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成 13 年県条例第 59 号）第 2 条第 1 項に定める派遣職員の派遣先の業務上の負傷又は疾病を含む。
結核性疾患	第 12 条 第 1 項 第 2 号	1 年以内	日 時間 分	地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条に規定する条件付採用の職員（以下「条件付採用職員」という。）が使用する場合には、特に必要と認められるときは期間を延長することができる。
その他の負 傷又は疾病	第 12 条 第 1 項 第 3 号	90 日以内	日 時間 分	- 予防的な意味で自発的に受診する場合や眼鏡購入のための受診などには与えられない。 - 条件付採用職員が使用する場合には、特に必要と認められるときは期間を延長することができる。
		更に 90 日延 長できる場合		- 精神病、高血圧症（脳卒中を含む。）、動脈硬化性心臓病、悪性新生物、糖尿病又は肝臓の疾患の場合であって、医師が慢性経過をとるものと認めた場合で、特に必要と認められるときに限る。 - 条件付採用職員が使用する場合には、特に必要と認められるときは期間を延長することができる。
忌引	第 12 条 第 1 項 第 4 号	10 日以内	日	期間は職員と死者との親族関係に応じて別添 1 のとおりの日数とする。
父母及び配 偶者の祭日	第 12 条 第 1 項	慣習上最小限 度必要と認め	日	父母とは、実父母及び養父母をいい、義父母、継父母は含まない。

	第 5 号	られる期間		- 祭日とは、神道の年祭や仏教の回忌等をいう（盆や彼岸は含まない。）。 - 期間は通常 1 日とする。
夏季休暇	第 12 条 第 1 項 第 6 号 ア	5 日以内	日	一の年（1 暦年をいう。以下同じ。）の 6 月から 10 月までの期間内において、夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合
家族休暇	第 12 条 第 1 項 第 6 号 イ	一の年において 3 日以内	日 時間	- 心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため、次により勤務しないことが相当であると認められる場合 1 子等が在籍する学校等が実施する行事に出席する場合又は子等が在籍する学校等の休業に伴う当該子等の世話をを行う場合 2 長期勤続の節目の年に心身のリフレッシュを図る場合 3 職務に関連のある自動車運転免許の更新又はパスポートの申請・受領を行う場合 4 知識・教養を高めるための活動を行う場合 1 暦年ごとに 3 日以内の期間を一括又は分割して請求できる。 - 子等とは、職員の子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。）、配偶者の子及び職員が現に養育している同居の者をいう。 - 学校等とは、次に掲げるものとする。 1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（高等専門学校については第 3 学年までに限り、大学を除く。） 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園 3 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所及びこれに準ずる保育施

		設 4 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下単に「放課後児童健全育成事業」という。）を行う施設 5 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービスを行う施設 ・ 学校等が実施する行事に出席する場合とは、学習活動（授業、運動会、発表会、文化祭、学芸会、親子遠足、部活動の対外試合、大会・コンクール等）を参観（生徒・児童の引率補助を含む。）する場合、授業参観後に教員と懇談する場合、入学式、卒業式及び進路説明会に出席する場合、家庭訪問に対応する場合、就学時の健康診断、入学前の見学（体験入学を含む。）及び入学試験（親子面接を含む。）に付き添う場合、PTAの役員又は会員としてPTA活動に参加する場合、放課後児童健全育成事業を行う施設の運営補助をする場合等をいう。 ・ 学校等の休業に伴う当該子等の世話を行う場合とは、感染症に伴う出席停止、感染症に伴う学級閉鎖、風水害等による学級閉鎖等に伴い当該子等の世話を行う場合をいう。 ・ 長期勤続の節目の年とは、勤続10年、20年及び30年に達する日の属する年並びに満55歳に達する日の属する年（出向、派遣又は育児休業期間中に取得要件を満たす場合には、当該期間が終了した日の属する年の翌年）とする。 ・ パスポートの申請には、取得に係る関係書類の取得を含むものとする。
--	--	---

				知識・教養を高めるための活動を行う場合とは、各種研修会に参加する場合、職務に関連のある研修会、研究会、講演会、展示会等若しくは文化・教養活動に参加又は出席する場合、退職後の生活設計等を目的とした国家資格、公的資格等を取得するための講座の受講又は資格試験を受験する場合、現在担当している職務（図書館の利用に限り、将来従事したいと考えている職務を含む。）に関連する専門的知識を高めるために図書館、美術館又は博物館を利用する場合等をいう。
結婚	第 12 条 第 1 項 第 7 号	7 日以内	日	- 結婚の日の 5 日前の日から当該結婚の日後 1 月を経過する日までの期間内で与えられる。 - 結婚の日とは、婚姻届を提出する日又は結婚式等の儀式を行う日若しくは届出をしないが事実上婚姻関係と同様の生活を開始する日のうち、職員が選択する日をいう。 2 つの連続する暦日に分割することができる。
出生サポート休暇	第 12 条 第 1 項 第 7 号 の 2	一の年において 5 日（通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては、10 日）以内	日 時間	- 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる。 - 不妊治療とは、不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等をいい、通院等とは、医療機関への通院又は入院、医療機関が実施する説明会への出席（これらにおいて必要と認められる移動を含む。）等をいう。 - 通院等が体外受精又は顕微授精に係るものであるとされた場合における本休暇の期間は、当該通院等の後に体外受精及び顕微授精以外の不妊治療に係る通院等を行う場合を含め、一の年において 10 日以内とする。
出産	第 12 条 第 1 項 第 8 号	産前 8 週間 （多胎妊娠の場合は 14 週間）以内、産	日	産前休暇は、出産の予定日を含む 8 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）以内の申し出た日から出産日までとするが、出産が予定日より遅れた場合は、その期間

		後 8 週間以内		延長されたものとみなす。 - 産後 8 週間とは、出産の翌日から起算する。 - 産後には妊娠 85 日以上の死産、早産、流産を含む。
健康管理 (生理日)	第 12 条 第 1 項 第 9 号	請求した期間	日 時間	1 回の取得が 2 日を超えるときは、医師の証明書等に基づき最少限度必要と認める日又は時間を与えることができる。 - 勤務時間の途中から認められた場合にも、その日は 1 日とみなす。
生児保育	第 12 条 第 1 項 第 10 号	1 日 2 回各々 60 分以内で必要と認める時間（連続した 2 時間も可） (1 日の勤務時間が 5 時間に満たない職員は、1 日 1 回 60 分以内で必要と認める時間)	分	- 職員が生後 1 年 6 月に達しない子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。）の授乳、託児所への送迎等に必要なとなる時間について与えられる。 - 男性職員にあっては、配偶者がいない場合又は配偶者が当該子を育てることができない場合に限られる。 - 残りの時間を有給休暇とすることで、合わせて 1 日の休暇とすることはできない。 - 最大 6 日間を一括請求できる。
配偶者出産 休暇	第 12 条 第 1 項 第 11 号	3 日以内	日 時間	- 配偶者の入退院及び出産の付添い、出生届の提出等に必要なとなる時間について与えられる。 - 出産の前後を通じて連続又は分割することができる。
育児参加休 暇	第 12 条 第 1 項 第 12 号	5 日以内	日 時間	- 配偶者の出産前後の期間に、当該出産に係る子又は上の子（小学校就学の始期に達するまでの子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいい、配偶者の子を含む。））の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる。 - 配偶者の出産前後の期間とは、出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）前の日から当該出産の日以後 1 年を経過するまでの期間とする。 - 子の養育のためとは、子と同居してこれらを監護することをいう。

妊産婦の保健指導又は健康診査	第 12 条 第 1 項 第 13 号	受診回数に基づき 1 回につき、1 日の勤務時間内で必要な時間	時間分	受診回数は下表のとおりとする。（医師等の特別の指示があった場合には、指示された回数とする。）		
				妊娠状況等	回数	備考
				妊娠満 23 週まで	4 週間に 1 回	
				妊娠満 24 週から満 35 週まで	2 週間に 1 回	
				妊娠満 36 週から出産まで	1 週間に 1 回	
				産後 1 年まで	1 回	
通勤時における母体保護	第 12 条 第 1 項 第 14 号	1 日を通じて正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日 1 時間以内で必要な時間	時間分	- 妊娠中の女性職員の通勤に利用する交通機関が着席できない程の混雑（妊娠中の職員が運転する自動車道路における混雑を受ける場合を含む。）が続き、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合に与えられる。 - 対象となる期間は、母子健康手帳の交付を受けた日から産前休暇の前日までとする。 - 正規の勤務時間の始め又は終わりの一方に一括して、若しくは振り分けて与えられる。 1 か月ごとに一括請求できる。		
母体又は胎児の健康保持	第 12 条 第 1 項 第 15 号	適宜休息し、又は補食するために必要な時間	時間分	- 妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合に与えられる。 - 妊娠の事実を確認できる証明書類及び医師等の指導事項に基づき、請求できる。 - 正規の勤務時間の始めから連続する時間若しくは終わりまでの連続する時間又は本休暇を請求した職員について他の規定により勤務しないことを承認している時間に連続する時間以外の時間で必要とされる時間に与えられる。		
妊娠障害	第 12 条 第 1 項 第 16 号	一妊娠期間において 14 日以内で必要な期間（医師等の指導により勤務しないことがやむを得ないと認められるときに	日時間	- 妊娠中の女性職員が妊娠に起因するつわりその他これに準じた症状のため勤務することが困難であると認められる場合に与えられる。 - 医師等の指導により勤務しないことがやむを得ないと認められるときとは、医師等による保健指導又は健康診査の結果において、妊娠に起因する症状であることが明らかであり、かつ、その症状に伴		

		は、14 日を超えて必要と認める期間)		う明確な休業の指示が一定期間にわたるときをいう。 ・ 妊娠の事実を確認できる証明書類及び医師等の指導事項に基づき、請求できる。 ・ 妊娠から出産（産前休暇）までの期間に与えられる。	
乳幼児の健康診査又は予防接種の介助	第 12 条第 1 項第 17 号	受診回数に基づき 1 回につき、1 日の勤務時間内で必要な時間	時間分	・ 受診回数は下表のとおりとする。	
				健康診査等の区分	回数
				健康診査 1 歳 6 か月児健康診査	1 回
				3 歳児健康診査	1 回
				乳幼児健康診査	2 回
看護等休暇	第 12 条第 1 項第 18 号	一の年において 5 日（中学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあつては 10 日（5 日は当該子等の看護等の場合に限る。））以内で必要と認める期間	日時間	・ 看護等（次のいずれかに該当する場合に限る。以下同じ。）のため、職員が勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる。 1 職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、配偶者の祖父母、孫及び兄弟姉妹並びに職員と同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子並びに職員と生計を一にする親族が、負傷又は疾病のため看護（中学校就学の始期に達するまでの子については、疾病の予防を図るために必要な健康診断又は予防接種（乳幼児の健康診査又は予防接種の介助の項摘要の欄に掲げる健康診査又は予防接種を除く。）を受けさせることを含む。）を必要とする場合 2 子等が在籍する学校等が実施する行事に出席する場合又は子等が在籍する学校等の休業に伴う当該子等の世話をを行う場合（家族休暇の項摘要の欄に規定するこれらの場合をいう。）	予防接種を受けるために必要な回数
				・ 中学校就学の始期に達するまでの子とは、満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日（就学義務を猶予又は免除され	

				た子にあっては、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中等部に編入する日の前日）までの間にある子（配偶者の子を含む。）をいう。 職員が勤務しないことが相当であると認められるときは、職員以外に看護等を行う者がいない場合のほか、他に看護等が可能な家族等がいる場合であっても、職員が看護等を行う必要があり、実際にその看護等に従事する場合を含む。
短期介護休暇	第 12 条 第 1 項 第 19 号	一の年において 5 日（要介護者が 2 人以上の場合にあっては 10 日）以内で必要と認められる期間	日 時間	要介護者の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続（要介護認定に係る調査の立会い、介護施設探し、介護施設の入所面接・定期面接の立会い等をいう。）の代行、要介護者の介護のために必要な物品の購入、介護施設の行事への参加等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。
原爆被爆者の健康診断	第 12 条 第 1 項 第 20 号	1 日の正規の勤務時間内で必要と認める時間	時間	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）に規定する健康診断を受ける場合に与えられる。
骨髄移植のための骨髄又は末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供等	第 12 条 第 1 項 第 21 号	必要と認める期間	日 時間	- 次の事項に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる。 - 骨髄移植のための骨髄又は末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者として登録の申出を行う場合 - 配偶者、父母、子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。）及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のための骨髄又は末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合
ボランティア休暇	第 12 条 第 1 項 第 22 号	一の年において 5 日以内	日 時間	- 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで、次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 - 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災

		地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
	2	障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって別添 2 に掲げる施設における活動
	3	1 及び 2 に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
	4	国又は地方公共団体が行う地域における環境保全、文化又はスポーツの振興事業に対して行う奉仕活動
	5	地域における子どもの健全育成を図る活動
		1 暦年ごとに 5 日以内の期間を一括又は分割して請求できる。 - 報酬を得ないでとは、交通費等の実費弁償以外に活動の対価を得ようとする場合又はボランティア切符のような将来的な見返りを期待する場合は対象にならない。 - 専ら親族に対する支援となる活動は除外されているが、親族が入所等している施設における活動で一般のボランティアが行う活動であれば対象となる。 - なお、親族とは 6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族をいう。 - 相当規模の災害とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助の行われる程度の規模の災害をいい、被災地又はその周辺の地域とは、被害が発生した市町村（特別区を含む。）又はその属する都道府県若しくはこれに隣接する都道府県をいう。 - その他の被災者を支援する活動とは、

			居宅の損壊、水道、電気及びガスの遮断等により日常生活を営むのに支障が生じている者に対して行う炊き出し、避難場所での世話、がれきの撤去その他の必要な援助をいう。 ・ 常態として日常生活を営むのに支障のあるときは、短期間で治癒するような負傷、疾病などにより看護等が必要な場合は含まれず、普通の状態が日常生活に支障がある場合をいう。 ・ その他の日常生活を支援する活動とは、調理、衣類の洗濯及び補修、慰問その他直接的な援助をいう。 ・ 国又は地方公共団体が行う地域における環境保全、文化又はスポーツの振興事業とは、国が静岡県内において主催、共催、協賛若しくは後援して行う事業、静岡県内の地方公共団体が主催、共催、協賛若しくは後援して行う事業又はこれに準ずるものとして人事委員会が認める事業をいう。 ・ 環境保全とは、清掃美化、森林育成、植林緑化等の自然環境や住宅環境を保全する活動をいう。 ・ 文化とは、文化の伝承又は振興を目的として開催される会議、行事等への協力や美術館等における作品紹介等の活動をいう。 ・ スポーツの振興事業とは、スポーツ大会における審判、運営委員、会場整理等の大会を支援する活動をいう。 ・ 地域における子どもの健全育成を図る活動とは、県内（県外に居住する職員については、その居住している都道府県の区域内を含む。）における子どもの安全を確保するための活動、子育て支援に関する活動その他の子どもの健全育成を図る活動をいう。
--	--	--	--

備考 この表中の「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む（ただし、骨髄移植のための骨髄又は末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供等の項を除く。）。